

令和5年度地方協議会の活動報告

第20回北海道トラック輸送における取引環境・労働時間
改善地方協議会

①『物流業界の「2024年問題」対策セミナー～持続的で安定した輸送力を確保するために～』を開催しました。

- ・実施主体：北海道運輸局、北海道労働局、北海道トラック協会、北海道トラック輸送における取引環境・改善協議会（共催）
- ・実施年月日：令和5年10月20日
- ・実施内容

荷主企業、トラック運送事業者、経済団体、国、地方自治体等、合わせて約200名の方々にご参加いただき、物流が直面している諸課題や課題解決のための取組事例の紹介を通じ、自社の取組に活かして頂くため、当セミナーを開催しました。

はじめに、北海道運輸局長よりご挨拶いただいた後、NX総合研究所の大島常務取締役を講師に迎え、物流の2024年問題について講話をいただきました。続いて、株式会社ラルズの松尾専務取締役、ホクレン農業協同組合連合会管理本部物流部の湊部長に事例発表、国土交通省自動車局貨物課の運崎課長補佐、厚生労働省北海道労働局の吾子統括特別司法監督官に行政の取組について講演をいただきました。最後に、北海道労働局長よりご挨拶をいただき終了しました。



【株式会社NX総合研究所 大島常務取締役による講演の様子】

荷主企業への周知

■道内4600社の荷主企業に文書・リーフレット郵送

令和5年9月28日、4省庁（北海道運輸局、北海道労働局、北海道経済産業局、北海道農政事務所）連名により、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただくとともに、トラック事業者と相互に協力し、「荷待ち時間の削減」や「荷役作業の効率化」などの取り組みの推進について周知文書発出

「標準的な運賃」パンフレット



「ホワイト物流」推進運動



令和5年9月28日

トラック輸送を利用される荷主の皆様へ

国土交通省 北海道運輸局
厚生労働省 北海道労働局
経済産業省 北海道経済産業局
農林水産省 北海道農政事務所

法令を遵守した持続的に安定した輸送力を確保するために
～トラックドライバーの労働環境改善に御協力ください～

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
トラック運送事業は、国民生活や経済産業活動を支えるライフラインとして物流を担っていますが、全産業の平均値と比べ労働時間が約2割長く、年間所得は約5～10%も低いことから、トラックドライバーの人手不足は益々深刻な状況となっております。更には若年層の割合が低く、ドライバーの高齢化が顕著で、このまま対策を講じなければ担い手の減少が急速に進み、持続的に安定した輸送力の確保が難しい状況となります。

また、令和6年4月からは働き方改革関連法における時間外労働規制の見直しにより、トラック運送事業者に対する罰則付きの時間外労働上限規制（年960時間）が適用になるほか、労働時間等のルールである「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」も併せて改正となり、今後、トラック運送事業者は時間外労働の削減などの労働環境の改善について実効性のある対策を加速させる必要があります。

北海道内においては、平成27年度より関係行政機関と業界団体等が連携し、「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」において、トラックドライバーの労働条件を改善し将来的な物流クライシスを回避するための取組を推進しておりますが、国土交通省、経済産業省、農林水産省で組織する「持続可能な物流の実現に向けた検討会」の中間報告では、規制の適用前までに労働時間削減等の具体的な対応を行わなかった場合、2019年度比で「14.2%の輸送力不足が見込まれ、更にドライバー数減少も加味した場合、2030年度においては「34.1%の輸送能力が不足する可能性がある」との研究機関の試算も引用されています。更に広域分散型で冬期間の運行を伴う道内トラック輸送への悪影響は、本試算を上回る可能性もあります。

こうした状況を踏まえ、政府も一体となって総合的な検討を行うため、本年3月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」を設置・開催し、岸田総理から「1年以内に具体的な成果が得られるよう対策の効果を定量化しつつ、緊急に取組むべき抜本的・総合的な対策を取り纏める」との指示があり、6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を打ち出し、現在、政府を挙げて強力に推進しております。

荷主の皆様におかれましても、下記の取組について御理解いただき、物流のパートナーであるトラック運送事業者と相互に協力し、「荷待ち時間の削減」や「荷役作業の効率化」、「輸送モードとの連携」などの取組により、働き方改革を推進し、トラックドライバーの長時間労働の抑制を図るなど、持続的に安定した輸送力の確保に向け、御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. トラック運送業に係る「標準的な運賃」の適用と燃料価格に応じた「適正な運賃・料金」への見直し

トラック運送業が法令を遵守し持続的に事業を運営する際の目安となる「標準的な運賃」が国土交通大臣より告示されました。
「標準的な運賃」はドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、荷主の皆様には、「標準的な運賃」の適用と、昨今の燃料価格の上昇分を適宜に反映した「運賃・料金」への見直しについて御理解と御協力をお願いいたします。

2. 改正貨物自動車運送事業法（荷主関連部分）の遵守

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、「トラックGメン」を設置し、適正な取引を阻害する荷主への監視体制を抜本的に強化することとしました。
トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールを御理解いただき、トラック運送事業者がコンプライアンスを遵守し事業を遂行できるよう、荷主の皆様には必要な御配慮をお願い致します。

3. 「ホワイト物流推進運動」・「パートナーシップ構築宣言」への積極的な御参加について

荷主企業の皆様とトラック運送事業者が相互に協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進める「ホワイト物流推進運動」やサプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を推進し、働きやすい労働環境の実現及び新たなパートナーシップを構築し関係法令や下請事業者との望ましい取引慣行の順守を目指す「パートナーシップ構築宣言」への積極的な御参加をお願いいたします。

4. トラックドライバーの長時間労働の解消のための御協力

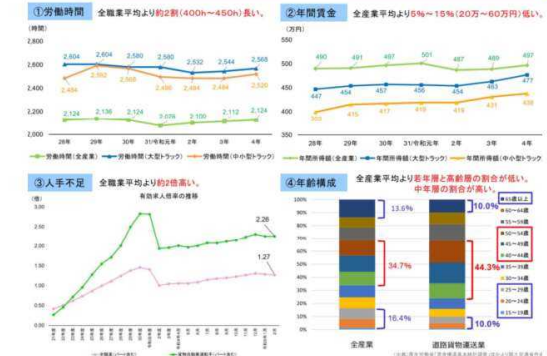
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と、長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定されています。
トラックドライバー不足の解決のためにも、当該ガイドラインに基づく取組を実施され、また労働環境改善のために中継輸送・共同輸送や他輸送モードとの連携などについても積極的に御検討をお願いいたします。

以上

《問い合わせ先》

○国土交通省 北海道運輸局自動車交通部貨物課	☎ 011-290-2743
○厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課	☎ 011-709-2311 内線 3542
○経済産業省 北海道経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室	☎ 011-709-2311 内線 2579
○農林水産省 北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	☎ 011-330-8810

データで見るトラック運転者の労働環境



トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会特設ページ

●各種リーフレット・ガイドライン等がご覧いただけます●

https://jta.or.jp/member/rodo/kyogikai_tokusetsu.html



※一例を掲載しております。その他、多数の情報が入手可能です。